

調 書 （決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号
決定日	平成 2 1 年 5 月 2 6 日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官	堀籠幸男
裁判官	藤田宙靖
裁判官	那須弘平
裁判官	田原睦夫
裁判官	近藤崇晴
当事者等	申立人 X 相手方 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日判決）
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第 1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第 2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。 平成 2 1 年 5 月 2 6 日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官	